社会福祉法人わかくさ福祉会　わかくさ保育園

重要事項説明書（入園のしおり）

1. 施設の目的及び運営の方針

（1）運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	社会福祉法人　わかくさ福祉会
事業者の所在地	鹿児島市明和4丁目17 - 34
事業者の連絡先	099 - 282 - 1960
代表者氏名	理事長　迫田　美代子

（2）施設の概要

種　　別	保育所						
名　　称	わかくさ保育園						
所在地	鹿児島市明和4丁目17 - 34						
連絡先	☎　099 - 282 - 1960　　📠　099 - 282 - 1091						
施設長氏名	園長　前野　文博						
開設年月日	昭和49年4月1日						
利用定員（2・3号）	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合　計
	13人	26人		41人			80人
本園の基本理念及び保育方針	本園は、児童福祉法第39条（昭和22年法律第164号）に基づき、保育を必要する子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする。 また、児童福祉法、子ども子育て支援法（平成24年法律第65号）その他の関係法令及び関係条例を遵守して運営する。 **本園の保育理念　「元気・熱中・協同・貢献」** 心身共に元気で、好奇心や探求心をもって仲間と協同して遊び、試行錯誤しながら自分なりの考えに基づき遊びを深めていき、学んでいく中で責任感や思いやりなど、人生に必要な様々なスキルを獲得していくことを目指す。 **本園の保育目標　「明るく強くたくましい子ども」「思いやりと感謝の心を持つ子ども」「根性と責任感のある子ども」**を育てることを目標とし、養護と教育を一体的に、環境を通して保育する。保育の方法は設定保育及び自由な遊び及び異年齢交流とし、子どもの主体性を育み、未来を生き抜く力を育てる。						

（3）施設の概要2

敷地	敷地全体	1788.62　㎡
	園　庭	825.180　㎡
園舎	構　造	鉄筋コンクリート造　2階建て
	延べ	1010.400　㎡

（4）主な保育室の概要

乳児室	1室	0歳児クラス（たんぽぽ組）
ほふく室	2室	1歳児クラス（きく組）　2歳児クラス（うめ組）
保育室	4室	3歳児クラス（ゆり組）　4,5歳児クラス（ふじ組・さくら組）

（5）職員の職種・員数及び職務の内容

職種	員数	職務の内容
園長	1名	関係法令及び条例を遵守し、教育・保育の質の向上、職員の資質の向上に取り組む。また、保育所業務を管理統括し、会計事務に従事する。
副園長	1名	園長を補佐し場合によっては代務する。また主任保育士及び栄養士等と連携しながら保育の質の向上に努め、保育運営に係る業務の管理を行う。
主任保育士	1名	園長・副園長を補佐し、保育内容や保育環境等について保育士等を統括し、保育の質向上に努める。また、保護者や地域の子育て家庭からの育児相談など子育て支援に努める。
保育士	15名程度	入所児が安定した生活と充実した活動が出来るよう教育・保育に従事し、その計画の立案・実施・記録及び家庭連絡等の業務を行う。
栄養士	1名程度	給食業務の総括を行う。また、食育を通して子育て支援を行う。
看護師	1名程度	児童の健康状態を観察し、必要に応じて適切に対処する。また、薬の予約依頼や子どもの健康管理に対する業務に関わる。
調理員	2名程度	給食諸業務に従事する。また、食育や調乳にも携わることがある。
用務員	4名程度	園内外の清掃や環境美化に努め、夕方の車両誘導などを行う。 また、園児との触れ合いや園庭環境の整備にも関わる。
嘱託医	2名程度	小児科・内科医は年2回の園児の健康診断を行い、また、入所時の検診を行う。歯科医は年1回全園児の歯科検診を行い、また、入所時の検診を行う。 嘱託医は必要に応じて園や保育士、保護者に対して指導を行う。
保育補助	2名程度	保育士の業務軽減のため、保育室の整理整頓や制作物の手伝い、おやつ給食等の準備・片付け・清掃など保育士の業務の補助を行う。
子育て支援員	2名程度	離乳食やおやつ、給食の準備・片付け・清掃などを行う。また、保育士の指導のもと、子どもと関わり保育の手伝いをする。

（6）保育を行う日及び時間帯

保育を行う日	12月29日～1月3日までの6日間及び3月31日、日曜・祝祭日を除く全ての日	
保育時間	保育標準時間	７：００　～　１８：００　（11時間）
	保育短時間	８：３０　～　１６：３０　（ 8時間）
延長保育	保育標準時間	１８：００　～　１９：００
	保育短時間	７：００　～　８：３０　　（前延長）
		１６：３０　～　１９：００　（後延長）
開所時間	７：００　～　１９：００	
閉所日	年末年始（12月29日～1月3日）・　年度末（3月31日）・日曜、祝祭日	

一時預かり事業 （一般型）	対象者	本園入所児外の未就学児であり、1歳以上の子ども
	行う日	対象児童の保護者が必要とする日
	時間	８：００～１７：００までの間の必要とする時間
	利用料	1日　2,000円　　半日　1,000円　　17時以降18時は1時間300円
	注意事項	0歳児は預かり無し
		1歳以上であって、幼児食であり、歩行ができること

（7）利用料等

※　本園の特定教育・保育を利用した保護者は、その教育・保育給付認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担額（保育料）を支払うものとする。

※　本園は、教育・保育給付認定申請から認定の効力が発生するまでの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により保育を提供した場合については、当該保護者から特定教育・保育基準費用額（法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう）の支払いを受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとする。

利用者負担（月額保育料）		鹿児島市が定める保育料（口座振替で納入して下さい）
	保育材料費	体操服夏一式（5,800円程度） スモック夏冬一式（8,600円程度）　3歳以上児 ピアニカ（5,900円程度） 通園バッグ（500円程度） クラス別カラー帽子（710円程度）・・・0歳を除く全クラス 個人で必要な用品を補充した場合（実費）
	給食材料費 （完全給食費分）	3歳以上児（月額7,200円） ※　徴収袋にて、毎月末までに次月分を徴収します ※　領収書が別途必要な方はお知らせください
	延長保育利用料	１８：００～１９：００　登録型延長保育利用料（一人2,500円） １８：００以降30分毎　非登録型延長保育利用料（150円） ※　非登録型の場合、おやつ代実費（50円） ※　閉所時間（１９：００）を超過した場合（5分につき300円）
	短時間延長保育利用料	７：００～８：３０（30分につき150円）　※19時以降は5分につき １６：３０～１９：００（30分につき150円）　300円
	その他、園生活において通常必要とされるものに係る費用について、保護者負担が適当と認められるもの	

（8）年間行事予定

月	行　事　内　容
4月	入園式・内科検診（池田病院）・歯科検診（上村歯科医院）・仲良し遠足
5月	園外散歩・交通安全指導
6月	生産学習（芋植え体験）・保育参観(3歳以上児)・陶芸教室（さくら組）
7月	水あそび、泥んこ遊び・観劇会・夏まつり
8月	さくら組園外保育・西瓜割り会
9月	3歳以上児園外保育（水族館）・相撲大会・親子ふれあい
10月	地域ふれあい・内科検診（池田病院）・未満児絵本読み聞かせ（生演奏）・保育参観（未満児）
11月	生産学習（芋掘り体験）・焼き芋会・運動会
12月	消防訓練（明和分遣隊）・餅つき会
1月	伝承遊び・明和小学校交流会・以上児絵本読み聞かせ（生演奏）
2月	楽しい発表会・さくら組園外保育
3月	卒園茶会・お別れ会・卒園式・お別れ遠足・クラスお引越し（進級クラスへ）

毎月1回	ふじさくら組バトン（鹿児島バトン教室）・ふじさくら組茶道（裏千家） ふじさくら組華道（池坊）・うめゆり組わらべうた（ミュージックフレンド） コアキッズ体操・キッズコアコンディショニング・アダプテーション運動遊び 誕生会（季節による出し物）・身体測定 避難訓練（火災、地震、ガス爆発、風水害、火山災害その他を想定）

（9）提供する特定教育・保育の内容

※　本園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況に応じて特定教育・保育の提供をする。

※　特定教育・保育（法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ）認定を受けた保護者（　以下「　保護者」という。）に係る園児に対し、当該教育・保育給付認定における保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内において保育を提供する。

※　本園は、保護者の必要に応じ一時預かり事業を行う。

保育の特色	**※　体験学習** 子ども達は、生活や遊びの中で様々な事を学びます。異年齢集団の中での体験は、特に人としての望ましい心情・意欲・態度を養うために重要な役割を果たします。 本園では、身近な人々と様々な感動、発見、喜び等を共有し、自主的な遊びを展開していく事を通して、未来にはばたく為の資質・能力を育みます。 （同年齢・異年齢での自由な遊び・外部講師による様々な体験（バトン、茶道、わらべうた生産学習・公共施設での体験型園外学習） **※　漢字教育** 漢字を教えるのではなく、漢字のある環境を通して保育を行っています。 子どもにとっての漢字は、イメージ力を育み、内言語や語彙数を増やし、スムーズなコミュニケーション能力へと繋がっていきます。また、創造性や推理力など論理的思考の基礎へとも繋がり、本の好きな情緒豊かな子どもを育てます。 **※　音体教育** 音楽と体育を通して、心身一如のバランスの取れた心と身体を育てます。 わらべうたやリトミック、楽器遊びなどを通して遊びの中で集中力や理解力の基礎を培い楽しみながら効果的に音やリズムの感覚を育て、心身のバランスを整えます。 また、友達と協力して作り上げる楽しさや感動を共有する体験を通して、自信と自己有能感を育みます。 **※　コアキッズ体操・キッズコアコンディショニング・アダプテーション運動遊び** ヒトの基本機能は、「直立二足歩行」です。その為に必要なのが「コアの活性化」と、身体支え、動かしている骨格を正しい位置に整え筋肉を柔軟にし、[自分が思うように動く身体]であることが大切だと考えています。仲間と楽しく遊ぶ中で身体と脳と心を育みます。 **※　楽しい食育** 栄養士と保育士が共同して、子ども達に食の楽しさと大切さを伝えます。 毎月の食育に加えて、クッキング保育も子ども達の楽しみの一つです。

（１０）利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項

【2号・3号認定こども（保育認定）】

利用者の決定	鹿児島市が行う利用調整による
保育の提供の開始	・本園は、鹿児島市から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。 ・鹿児島市域に居住する、保育を必要とする子どもの保護者が本園の入園を希望する場合は、鹿児島市が指定する入所申込書に必要事項を記載し、鹿児島市に申し込むものとする。
保育の提供の終了	・　2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む） ・　2号認定子ども・3号認定子どもの教育・保育給付認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき ・　保護者から退園の申出があったとき ・　その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき
利用に当たっての留意事項	・　登園は午前9時までにお願いします。 ・　9時を過ぎる場合若しくは欠席の場合はメール又は電話でお知らせ下さい。 ・　原則として保育時間内でのお迎えをお願いします。遅れる場合には必ずお迎え予定時間の前にお知らせ下さい。 ・　延長保育は午後7時迄です。閉所時間を過ぎる事の無いようお願いします。
利用に当たっての留意事項	・　送迎時は必ず保育士に声をかけ、お子様を手渡してください。 ・　保護者以外の送迎の場合は必ずお知らせください。保護者からの連絡がない場合は親戚であっても引き渡しが出来ませんのでご注意下さい。 ・　持ち物には全て記名し、備品を借りたら洗濯をして返却をお願いします。

（１１）嘱託医

診療科	内科	歯科
医療機関の名称	池田病院	上村歯科医院
医院長名	池田　琢哉	上村　光
所在地	鹿児島市西田3丁目10-20	鹿児島市明和1丁目30－2
電話番号	０９９－２５２－８３３３	０９９－２８１－０４１０

（１２）緊急時における対応方法及び非常災害対策

※　特定教育・保育の提供中、利用子どもに体調の急変などがあった場合、速やかにその保護者、又は緊急連絡先に連絡をし、医療機関への搬送等の指示を仰ぐなどの措置を講じます。

【管轄する消防署】

消防署名	鹿児島市消防局西消防署　明和分遣隊
所在地	鹿児島市明和1丁目27－1
電話番号	０９９－２８１－０１１９

【管轄する警察署】

警察署名	鹿児島西警察署　明和交番
所在地	鹿児島市明和1丁目25－2
電話番号	０９９－２８５－０１１０

※　火災・地震・風水害・火山災害などの非常災害時に対し、子ども達の安全を確保する為の具体的な計画及びマニュアルを作成しています。その計画に基づき、園児の避難及び関係機関への連絡の為の体制を整備し、職員への周知と園児の避難方法などの対策を講じています。

※　非常災害時の対応（行動手順）は、保育園正面玄関　AEDの横に備え付けてありますので、必ずご覧ください。

防火管理者	園長　前野文博
消防計画届出年月日	令和3年6月11日
避難訓練	避難および消火訓練を毎月1回実施（12月は分遣隊立会いによる消防訓練） （火災・地震・ガス爆発・風水害・火山爆発を想定）
防災設備	消火器・誘導灯・火災報知機を備えています
避難場所	明和小学校（明和2‐1‐1）・明和福祉館（明和1−27−2）
緊急時の連絡手段	電話・メール・ホームページでの情報提供など

（１３）相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	（職名）　副園長	（氏名）　迫田　美代子
相談・苦情解決責任者	（職名）　園　長	（氏名）　前野　文博
第三者委員	福元　直子　（主任児童委員）	
受付方法	口頭・電話・メール・手紙など	
対応方法	要望・苦情などを受け付けた場合には、適切に対応し、改善を図るように努めます。また、要望・苦情等の内容を記録し、市からの求めがあった場合には必要な改善を行い、市に報告します。	

（１４）賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険会社の名称	日本スポーツ振興センター
保険の種類	災害・共済給付
保険の内容	保育中、通園時の事故等による怪我など
賠償金額	保険診療の範囲内

（１５）守秘義務及び個人情報の取扱に関する事項

※　特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供する事はありません。

※　市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の金額は、給付事務に必要な範囲に限って利用します。

※　児童及びその保護者に関する個人情報について、下記の目的以外には使用しません。

- 卒園に当たり、入学する予定の小学校との間で情報を共有すること
- 他の保育所等へ転園する場合、転園先の施設との間で必要な連絡調整を行うこと
- 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと

（１６）子育て相談・虐待防止の措置

子育てに関するお悩みや困りごと等がある場合は、お気軽にご相談ください。

子どもの人権擁護及び虐待の防止を図るため、保育園では鹿児島市虐待防止マニュアルを活用し、児童虐待等の早期発見、予防に努めています。

令和元年６月に児童福祉法等改正法が成立し、親権者等は、児童のしつけに際して、体罰を加えてはならないことが法定化され、令和２年４月から施行されました。保育園にも法令に則り、体罰が与えられたことが分かった時点で通報する義務が課せられました。保育園で、子ども達の身体等に傷や痣が見られた場合は、鹿児島市こども家庭支援センター若しくは鹿児島県児童相談所に通報しなければならないこととなっておりますので、ご了承をお願いします。

虐待とは、身体的（殴る・蹴るなどして傷、痣を負わせる）・精神的（人格否定を含む暴言など）・ネグレクト（食事を与えない、清潔を保たないなど）・性的虐待などが当たります。

（１７）予防接種について

予防接種当日は出来るだけ自宅で安静に過ごしてください。お仕事の都合上、登園される場合は厚生労働省通達に則り、接種後30分は病院で安全を確認し、登園後、平熱である事を確認してからお預かりとなりますが、容体急変の場合に備え、必ず連絡が取れるようにしておいて下さい。

（１８）給食について

乳幼児期は発育が盛んな時です。健全な発育の為に、成長に見合った栄養素をバランス良く摂ることが大切です。生活習慣の基礎が確立されるこの時期、食の楽しさを知り、正しい食生活を身に付けて欲しいと考えています。

※　月曜日から土曜日まで、年齢に応じた栄養計算を基に、旬の素材・地産地消を心掛け、栄養士が献立作成から調理までを担当します。また、毎月楽しい食育を行っています。

※　在籍する全ての園児は完全給食となります。また、3歳未満児（たんぽぽ・きく・うめ）には午前10時と午後3時、3歳以上児には午後3時におやつを提供します。

※　毎月の誕生会で、その生まれ月のお子様の保護者を1名ご招待します。お子様と一緒に楽しいランチタイムをお過ごしください。

※　3歳以上児の給食費は実費徴収となりますので、毎月末までに次月分の給食費（7,200円）を園指定の徴収袋にて納入して下さい。

※　本園では、お子様の健やかな成長の為に、旬の食材を使用して、毎日の食を提供しています。

※　毎月、献立表と「おいしい・ヘルシー・キッズだより」を発行しています。また、乳児クラスには離乳食献立表を配信していますので、参考になさってください。

※　アレルギーのあるお子様には除去食を提供します。また、その日の体調によって特別食の提供も致しますので、担任、栄養士にご相談下さい。

（除去食・特別食の提供については、申請書の提出が必要です。）

（１９）園と保護者の連絡について

園からのお知らせ （コミュなびによる メール配信）	年間行事予定表（年度初め及び入所時） 園便り・クラス便り・給食献立表・キッズ便り（当月初日） 行事や感染症について（その都度、メールや貼紙で）
園からの緊急連絡 （コミュなびメール配信と 貼紙）	台風等の災害時や、天候に左右される行事等（遠足・夏まつり・運動会など）の開催の有無などを、前日又は当日の様子、気象情報等で判断し、一斉メールと貼紙でお知らせします。

連絡帳について （コミュなびでのやり取り）	3歳未満児クラスは健康状態把握のため、コミュなびによる「連絡帳」を使用します。3歳以上児は、子どもと保護者とのコミュニケーションを取ってもらう為、連絡帳（コミュなび）は必要な時だけ使用します。

※　連絡帳の保護者記入は朝9時までにお願いします。（9時以降の入力は出来ませんのでご注意下さい。）

※　アドレス変更、携帯会社の変更などをされた場合は必ずお知らせください。

※　各クラスの掲示板には、連絡事項等を貼り出したりしますので、必ず目を通して下さい。

（２０）感染症について

医師が記入する 【　登園許可書　】	・　麻疹　・　風疹　・　水痘（水疱瘡）　・　百日咳 ・　インフルエンザ　・　咽頭結膜熱（プール熱） ・　流行性角結膜炎　・　流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） ・　帯状疱疹（ヘルペス）　・　結核 ・　腸管出血性大腸菌感染症（O157、O026、O111など）

医師の診断を受け、保護者が記入する　【　登園届　】	・　溶連菌感染症　・　マイコプラズマ肺炎　・　ヘルパンギーナ ・　伝染性紅斑（リンゴ病）　・　RSウイルス感染症 ・　新型コロナウイルス感染症　・　手足口病 ・　感染性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルスなど）
登園届は必要ないが、医師の診察及び治療が必要な感染症	・　突発性発疹　・　頭じらみ症　・　とびひ　・　水いぼ

（２１）薬の預かりについて

薬の与薬は「医療行為」となり、基本的に保育士がしてはならない事とされています。しかし、医師の診断の下、保護者の依頼により与薬する場合には、「お薬連絡票（与薬依頼書）」に必要事項を記入の上、薬と一緒に保育士に手渡して下さい。

※　手渡しされていない場合及び与薬依頼書の提出がない場合は、「与薬の依頼なし」となり与薬を代行する事は出来ません。
※　医療機関の薬のみの預かりとします。（市販の薬には対応できません）
※　与薬依頼書は1週間単位です。月と週の初めには更新して下さい。また、薬の種類や分量が変更になった場合も新たに依頼書を提出して下さい。
※　薬の預かりは1日1回分、昼食時のみとなります。（食前か食後のどちらか）
※　与薬できる薬の種類は2種類までです。また、一緒に与薬できるものに限ります。
※　粉薬は1回分1袋、水薬は1回分を容器に入れて、必ずクラス・氏名を記入して下さい。
※　解熱鎮痛剤の類はお預かりできません。

（２２）各種届出について

欠席届	10日以上長期欠席される場合
延長保育申請書・解除申請書	登録型の延長保育を申し込むとき、又は解除するとき
お薬連絡票（与薬依頼書）	病院受診後、医師が処方したものに限り依頼書と共に預かります
保育に関する変更届	住所、電話番号、勤務先その他変更があった場合
除去食、特別食願・解除願	アレルギー、アトピー又は体調不良により献立の変更が必要な場合

（２３）発熱・怪我について

※　発熱の場合

登園時、7度5分以上の熱があり、仕事の都合上、保育園でお預かりする場合は、状態の急変に備え、いつでも連絡がとれる態勢を整えて頂くようお願いします。
保育中に発熱（38度以上）、下痢、嘔吐などの異常が見られた場合は保護者に連絡し、様子の報告をします。お子様の様子によっては早めのお迎えをお願いする事があります。
嘱託医の池田病院院長から「発熱後24時間は自宅で安静にし、体調の急変などに留意するように」と指導されております。熱発により早退された場合、翌日は自宅で安静にし、容体に変化がなく平熱であること、食欲があり、咳・鼻水等がなく、下痢等も無いことなどを確認の上で登園して頂くようお願いします。
熱性けいれんのあるお子様は、予防のため臨界熱を書類に記入して頂き、出来る限り早めの対応をお願いします。

※　小さな怪我の場合

保育園での生活において、思わず怪我をする事もあります。保護者にとってはとても心配だと思います。しかし、子どもの育ちにとっては怪我をする事で「反射神経」「判断力」「防御力」「コミュニケーション能力」「身体運動能力」「自然治癒力」などを育む事が出来ていきます。こうした軽い失敗を経験する事で大きな怪我を防ぐことにも繋がっていくのだと思っています。「小さい怪我は子どもの勲章だ」と、大きな暖かい目で見守って頂けるようお願いします。
軽易な怪我等については保育園で処置をし、お迎え時に報告をします。

※　病院受診が適当と判断したら
　　先ず保護者に連絡をします。指定病院などがあればお知らせください。また、保育中の怪我の場合「日本スポーツ振興センター」より医療費の一部（保険診療の範囲内）が保障されます。
　　（治癒までの診療点数が500点又は5000円以上の場合）

（２４）保健衛生について

※　3歳以上児はスモック着用となります。
　　ハンカチ・ポケットティッシュを毎日持参して下さい。（必ず記名をお願いします）
※　お子様の身体や衣服は常に清潔にしましょう。また、爪が伸びたら丸く切ってあげて下さい。
※　午睡時のバスタオル・毛布は週末持ち帰り、翌週の初めには袋に入れて清潔なものを持たせて下さい。（週の途中でも、汚れたら随時持ち帰り、翌日には清潔なものを持たせて下さい）
※　歯ブラシは各クラスで殺菌消毒し、保管します。コップとコップ袋は毎日持ち帰り、しっかり洗って、翌日には清潔なものを持たせて下さい。
※　毎朝保育士が「視診」をしています。お子様の様子で少しでも変わった事があったらお知らせ下さい。また、朝食・排便の様子等に関しても情報の提供をお願いします。
※　髪を縛るゴムは飾りの無いものにして下さい。またヘアピンは危険防止のため避けて下さい。

（２５）登降園時の道路上の車両の停車について

※　園庭の保護及び園児の安全確保の観点から、R8年度より駐車場としての園庭開放はいたしません。
※　朝8時から9時及び夕方5時から6時30分までは危険防止のため、道路に誘導員を配置しています。子どもの登降園の為に道路に車両を停車する場合は、誘導に従い、周囲の安全にご配慮下さい。
※　保育園前の道路は駐車禁止区域なので、誘導員のいない時間帯はハザードを点け、速やかな送迎をお願いします。
※　危険防止の為、子どもの乗降の際は「歩道側のドア」から安全を確認の上、乗降してください。

（２６）保育園における感染症予防対策について

※ 各保育室に空気清浄機を設置、日中は常に稼働
※　定期的に窓を開け、室内を換気
※　開園前に手すりや棚、おもちゃなどを消毒、除菌
※　閉園後、3歳未満児の室内を、次亜塩素酸水溶液のミストで除菌・消臭噴霧
※　園児・職員共に手洗い・うがいの励行

（２７）保育園の適正利用について

※　鹿児島市保育幼稚園課及び鹿児島市保育園協会発行の「保育園の適正利用について」
　　ご家庭とお子さまの時間を大切にして頂くためと、職員の休日確保及び日頃手の届かない場所の清掃、保育の質向上のための職員研修などを行う為に、保育園の適正利用をお願いしています。

（２８）毎月、第三土曜日の保育会議について（愛情弁当の日）

※　毎月第三土曜日は、クラス毎の次月の打ち合わせや振り返り、栄養士や調理師等も参加し、より良い保育を提供するための課題検討会などの保育会議を行います。
　　この日は、保育園全体での会議となりますので、愛情弁当を持参してください。

（２９）保育園の情報発信及び保育士確保対策によるSNS使用について

※　保育所保育指針には、地域の保護者支援の一環として、保育園の保育の内容や様子などを広く開示することや子育て相談に応じるなど、地域の子育て家庭への支援について定めています。当保育園でも、広く保育園の情報を公開したり、子どもをより良く育てる仲間である保育士の募集をするなど、SNS（InstagramやfacebookやHPでの発信をしていきます。その際、写真にお子様の姿（顔や体）が掲載されることがあります。

※　掲載不可の方は、SNS掲載についての同意書に不可の旨をご記入ください。

（３０）その他

※　この重要事項説明書（入園のしおり）は、卒園するまで大切に保管して下さい。
変更事項があった際は、その都度差し替え文書でお知らせ致します。

令和　8年　4月　1日
社会福祉法人　わかくさ福祉会
わかくさ保育園　園長　前野　文博